福祉・地域共生 すべての人が認め合い、支え・支えられながら共生するまち

施策14 地域の支え合いと安心して暮らせる体制づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちの実現に向け、高齢者分野においては、地域包括支援センター (ケア24)^{※1}に配置された地域包括ケア推進員^{※2}が地域の協力を得ながら、地域包括ケアシステム^{※3}の推進に取り組みます。障害者分野では、障害者地域相談支援センター(すまいる)^{※4}等を中心に、介護者が急な疾病等で不在になった場合などの緊急時に備え「緊急時対応計画^{※5}」の作成等の取組を推進します。また、制度や分野に捉われない身近な生活課題の受け皿として、「地域支え合いの仕組みづくり事業^{※6}」を実施し、地域福祉コーディネーター^{※7}を配置するなど、様々な課題の解決に向けた取組を強化していきます。さらに、高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮等の多様な相談支援の仕組みや、男女共同参画社会の実現に向けた取組、人と動物が共に暮らせる地域社会づくりの取組等を生かしながら、地域の関係機関との連携のもと、地域の支え合いと安心して暮らせる体制づくりを進めていきます。

施策の現状と課題

- 「地域支え合いの仕組みづくり事業」では、身近な地域生活課題の相談等が寄せられており、関係機関や住民同士で 課題解決に取り組む支援が求められています。
- 高齢者が安心して地域で住み続けられるよう、ケア24の機能強化を図りながら地域や関係機関と連携し、在宅生活を支える地域づくりを推進していく必要があります。
- 介護者が不在となった緊急時でも、障害者が地域で安心して暮らし続けられるような体制を、地域の関係者の連携で、 さらに整えていく必要があります。
- 生活困窮者への支援は、生活や住まい・就労の支援だけでなく、相談者の多様な課題を解決に導くための中間的就労 や参加する場等を含む包括的な支援が求められています。

計画最終年度の目標

- 地域福祉コーディネーターによるアウトリーチ^{※8}の実施や分野を問わない相談支援が充実し、身近な地域で気軽に相談ができる環境が整っています。
- 地域包括ケアシステムや地域で共通する課題を理解し話し合う場が充実し、住民同士が支え合い、地域生活課題を解 決する取組が進んでいます。
- 地域の関係者の連携などにより、障害者等に対する緊急時に備えた支援が充実し、誰もが住み慣れた地域で安心して 暮らせる体制が整っています。

指標名	指標の説明
地域支え合いの仕組みづくり事業活動件数	地域福祉コーディネーターが相談を受け、課題解決に向けて、当事者との関係づくりや関係機関との連絡調整、支援の連携等にかかる すべての行動数
地域で支え合い、サービスや医療を受けながら、 高齢になっても安心して暮らせる体制が整ってい ると思う区民の割合	区民意向調査
障害者緊急時対応計画の作成が必要な障害者 への計画作成率	





















指標名	現状値	6年度 (2024)	9年度 (2027)	12年度 (2030)	単位
地域支え合いの仕組みづくり事業活動件数	478 (2年度)	1,500	2,000	2,500	件
地域で支え合い、サービスや医療を受けながら、 高齢になっても安心して暮らせる体制が整ってい ると思う区民の割合	_	50.0	60.0	70.0	%
障害者緊急時対応計画の作成が必要な障害者 への計画作成率	_	37.9	69.0	100	%

施策目標実現のための取組(施策を構成する計画事業)

1 地域の支え合い仕組みづくりの推進

重点

2 高齢者の地域包括ケアシステムの推進・強化

重点

3 障害者の地域生活支援体制の推進・強化

重点

- 4 生活困窮者等への自立支援体制の充実
- 5 男女共同参画の推進
- 6 動物と共生できる地域社会づくり

- ※1 地域包括支援センター(ケア24):保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等が配置され、高齢者の保健・福祉・医療の向上、権利擁護等の支援をする総合的な相談窓口
- ※2 地域包括ケア推進員:地域包括支援センターの中で、認知症対策や医療と介護の連携、生活支援の体制整備等の取組を中心的に進める 役割の者
- ※3 地域包括ケアシステム: 高齢者等が尊厳を保ちながら、可能な限9住み慣れた地域で自分らしい生活が続けられるよう、医療・介護・介護・介護予防・ 住まい・生活支援が包括的に確保される体制
- ※4 障害者地域相談支援センター(すまいる):地域での相談の場として、区内3か所(荻窪・高円寺・高井戸)に設置している、社会福祉士などの 専門職員が障害者(児)の生活全般の相談に応じる相談支援機関
- ※5 緊急時対応計画:介護者が疾病や死亡等の理由で不在となった場合など、本人の介護を適切に行うことができない場合を「緊急時」とし、緊急 時の対応が必要な方に対し、具体的な対応について事前に確認し個別に作成する計画
- ※6 地域支え合いの仕組みづくり事業:地域住民等が地域生活課題を把握し、解決を図る試みができるよう、地域における住民主体の支え合いの 仕組みづくりを推進する事業
- ※7 地域福祉コーディネーター:地域生活課題を発見し、地域住民等や関係機関と協力しながら、地域における支え合いの仕組みづくりやネット ワークづくりをする福祉の専門職
- ※8 アウトリーチ:支援が必要であるにもかかわらず、届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報、支援を届けること

福祉・地域共生 すべての人が認め合い、支え・支えられながら共生するまち

施策15 高齢者とその家族が安心して暮らせる生活の確保と社会参加の支援

高齢者が人生の最終段階まで住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、生活支援の体制整備や認知症施策、医療と介護の連携などを一体的に提供できる地域包括ケアシステムの推進に取り組んでいきます。さらに、「人生100年時代」の健康長寿社会に向け、高齢者がいきがいを持って活躍できるよう、地域で活動できる場や就業につなげる環境を整え、高齢者が支えられる側に留まらず、自らの知識と経験を生かし地域社会や介護の担い手となり、互いに支え合う活動を支援する取組を進めます。高齢者施設については、支援が必要な高齢者の増加に対応するため、民間事業者の施設整備を支援していきます。また、継続的に介護サービスを提供できる環境を整備するため、介護人材の確保や定着支援、介護ロボット等の導入などを進め、介護スタッフの負担軽減に向けた取組を行っていきます。

施策の現状と課題

- 団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)は、医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれます。また、令和22年(2040年)頃には、団塊ジュニア世代が65歳以上となるなど、高齢者人口がピークを迎えることとなります。高齢者がいきがいを持って生活し、自らの知識と経験を生かし地域社会や介護の担い手となるなど、地域の中で支え・支えられながら共生していく支援体制づくりが求められています。
- 認知症になっても地域で自分らしい生活が続けられるよう、認知症への理解・普及啓発や早期発見・早期対応に向けた 体制・連携強化が求められています。
- 労働者人口に占める高齢者の割合は年々増加しており、多くの高齢者が高い就業意欲を持っていることから、高齢者が培ってきたスキルを活用できる場の確保が求められています。また、多くの高齢者が地域活動に踏み出せるよう、地域とのかかわりを持つきっかけづくりが必要です。
- 特別養護老人ホームは精力的に整備を進めてきた結果、緊急性の高い入居待機者は減少しています。一方で、高齢者人口は今後も増加が見込まれることから、高齢者施設の整備等、介護サービスの基盤整備について、需要に基づき引き続き取り組んでいく必要があります。
- これまで、特別養護老人ホーム等への介護ロボット導入支援やハローワーク・事業者団体との連携による就職支援等の 取組を行ってきましたが、慢性的に介護人材が不足していることから、これらの取組に加え、さらなる人材の確保・定着 支援策を行う必要があります。

計画最終年度の目標

- 高齢者がいきがいを持ち、自らが地域社会や介護の担い手となり、支え合いながら生活しています。
- 認知症の方が地域の一員として自分らしい生活が続けられています。
- 介護サービスの基盤整備が進み必要な時に必要なサービスが受けられ、高齢者が安心して生活できるようになっています。また、多様な住まい方の選択肢が存在し、高齢になっても自らが希望する生き方が選択できるようになっています。
- 介護人材が充足され、継続的に介護サービスを提供できる環境が整っています。また、介護ロボット等の導入が進み、 介護スタッフの負担軽減が図られています。

指標名	指標の説明
要介護3以上の介護サービス受給者のうち在宅 サービスを受けている者の割合	在宅サービス受給者:介護サービス受給者 ※要介護3以上、第1号被保険者
地域包括支援センター(ケア24)で総合相談から 認知症支援につないだ件数	
地域活動・ボランティア活動・就労している高齢者 の割合	区民意向調査
介護ロボット等導入事業者数	









指標名	現状値	6年度 (2024)	9年度 (2027)	12年度 (2030)	単位
要介護3以上の介護サービス受給者のうち在宅 サービスを受けている者の割合	71.4 (2年度)	80.0	81.0	82.0	%
地域包括支援センター(ケア24)で総合相談から 認知症支援につないだ件数	7,655 (2年度)	8,000	8,300	8,600	件
地域活動・ボランティア活動・就労している高齢者 の割合	40.8 (2年度)	46.1	48.0	50.0	%
介護ロボット等導入事業者数	13 (2年度)	25	34	43	所

施策目標実現のための取組(施策を構成する計画事業)

1 認知症施策の推進

重 点

- 2 地域の見守り体制の充実
- 3 家族介護者支援の充実
- 4 高齢者いきがい活動の充実
- 5 介護サービス基盤の整備

6 高齢者の地域包括ケアシステムの推進・強化

7 在宅医療体制の充実

重点

再掲事業

福祉・地域共生 すべての人が認め合い、支え・支えられながら共生するまち

施策16 障害者の社会参加と地域生活の支援

障害者が自らの意思で選択や決定をしながら、充実した地域生活を続けられるよう、日中活動の場の整備を推進するとともに、個々の能力や個性に応じた就労支援の充実や様々な活動に参加しやすいよう支援することで、障害者の社会参加を促進し、地域で活躍できる環境を整えていきます。また、高齢になった障害者に個々の適性や状況に合わせたサービスが提供できるよう、高齢、障害分野の更なる連携により、高齢の障害者に対する地域生活の支援の充実を図ります。

施策の現状と課題

- 障害の重度化や加齢に伴い身体機能が低下しても、身近な地域で充実した生活が続けられるよう、利用者のニーズを 踏まえた通所施設整備やグループホーム^{※1}をはじめとした住まいの確保を推進していく必要があります。
- 一人ひとりの能力や個性に合わせた様々な就労形態の確保及び継続的支援による就労・雇用定着の更なる充実が求められています。
- 障害者が地域の様々な活動に積極的に参加できるよう、外出支援の充実、余暇活動などの場の提供、スポーツ活動への参加促進などに取り組んでいく必要があります。
- 障害者が地域の一員として力を発揮できる共生社会の実現に向け、より一層の障害の理解促進や差別解消の取組が 重要です。

計画最終年度の目標

- 障害者が身近な地域でいきいきと日々の活動と暮らしができる場が整備されています。
- 個々の能力や個性に応じた支援により就労している障害者が着実に増えています。また、障害者が安定して就労を継続できるように様々な就労・雇用継続支援が充実しています。
- 外出支援の取組や余暇活動などの場が充実し、障害者がスポーツ活動など様々な活動に参加する機会が増え、地域で活躍し、充実した生活が送れる環境が整っています。
- 障害の有無によって分け隔てられることなく、障害者が地域の一員として力を発揮し、地域で支え、支えられながら暮らしています。

指標名	指標の説明
重度障害者通所施設利用者数	
就労1年後の定着率	民間作業所および障害者雇用支援事業団から就労した人の定着率
移動支援事業※2利用率	年間利用者実人数÷年度末移動支援登録者数
街で障害者が困っているときに声をかけたことの ある区民の割合	区民意向調査













指標名	現状値	6年度 (2024)	9年度 (2027)	12年度 (2030)	単位
重度障害者通所施設利用者数	200 (2年度)	256	286	307	人
就労1年後の定着率	96.3 (2年度)	96.4	97.2	98.0	%
移動支援事業利用率	70.1 ※ (2年度)	84.0	87.0	90.0	%
街で障害者が困っているときに声をかけたことの ある区民の割合	-	48.0	54.0	60.0	%

[※]新型コロナウイルス感染症の影響により、例年に比べ数値が減少しています(参考:平成30年度(2018年度)実績76.8%)。

施策目標実現のための取組(施策を構成する計画事業)

1 重度障害者の通所施設整備と住まいの確保

重 点

2 障害者の就労支援の推進・拡充

重 点

3 障害者の社会参加支援の推進

重点

- 4 高齢の障害者への支援の充実
- 5 障害の理解促進と差別解消の推進

6 障害者の地域生活支援体制の推進・強化

再掲事業

7 障害者の地域医療体制の整備

再掲事業

8 障害者スポーツの推進

^{※1} グループホーム:障害者が食事、排泄、入浴等の援助を受けながら、共同生活を営む住まい

^{※2} 移動支援事業:屋外での移動に困難がある障害者(児)に対し、外出時に付き添いのガイドヘルパーを派遣することで、障害者の余暇・社会活動 への参加を支援する事業

施策17 子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実

子どもの命と権利を守るため、子どもの意見が尊重される環境の整備や児童虐待対応などを通じて、総合的な児童相談体制の強化に取り組みます。

また、すべての子どもの育ちを支えるため、子どもの貧困対策を進めるとともに、支援が必要なひとり親家庭が、様々なサービスを活用し、安心して自立した生活を送ることができるよう、個々の状況に応じたきめ細かな支援を行っていきます。

施策の現状と課題

- すべての子どもは、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等が保障される権利を持っており、子どもが自由に 意見を言える、意見を聴ける、意見が必要なところに届けられる環境を整備する必要があります。
- 家庭の形の多様化など社会状況の変化により、子どもや家庭の抱える問題は複雑化しており、今後も当面の間、児童 虐待対応件数の増加が見込まれます。より迅速かつ的確に対応するため、児童虐待の未然防止に向けた取組はもちろ んのこと、重篤化を防ぐ取組や、高度な専門性を備えた人材の育成・確保などの体制強化が求められています。
- ひとり親は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っているため、負担が大きく、住居、収入、子どもの養育等、様々な生活の場面で困難に直面することがあります。家庭環境に左右されることなく、子どもも親も安心して生活できるよう、各家庭の状況に合った支援を行っていく必要があります。

計画最終年度の目標

- 支援を必要とする子どもや家庭への取組が充実・強化され、子どもの最善の利益を実現する社会づくりが推進されています。
- 法的介入など専門性の高い機能を持つ区立児童相談所^{※1}が設置され、これまで以上に迅速かつ的確な児童虐待対 応が実施されています。
- 子育てや就労などのきめ細かな支援の仕組みが整い、ひとり親家庭が個々の状況に応じて自立した生活を送ることにより、子どもの健全な育成が図られています。

指標名	指標の説明
児童虐待に関する相談・通告対応率	ソーシャルワーク ^{※2} 実施件数÷要保護児童等新規受理件数
子育て寄り添い訪問事業(ハロー!なみすけ訪問)により安全確認及び支援につなげた子どもの割合	安全確認及び支援につなげた子ども÷乳幼児健康診査未受診・保 健福祉サービス等を利用していない子ども





















指標名	現状値	6年度 (2024)	9年度 (2027)	12年度 (2030)	単位
児童虐待に関する相談・通告対応率	100 (2年度)	100	100	100	%
子育て寄り添い訪問事業(ハロー!なみすけ訪問)により安全確認及び支援につなげた子どもの割合	100 (2年度)	100	100	100	%

施策目標実現のための取組(施策を構成する計画事業)

1 区立児童相談所の設置準備

重点

2 子ども家庭支援センターの整備・機能強化

重点

- 3 ひとり親家庭支援の充実
- 4 子どもの貧困対策の推進

^{※1} 児童相談所: 児童福祉法に基づいて設置され、児童に関する様々な相談に応じ、必要な調査・診断をもとにした援助方針の下、児童・保護者・ 関係者に対し、指導、措置等の援助を行う施設。平成28年(2016年)6月の児童福祉法改正により、特別区においても設置が可能 になった

^{※2} ソーシャルワーク: 支援が必要な子ども、家庭に対し、他の行政サービスや地域資源を活用しながら当事者に寄り添い、課題解決へ支援を実施 すること

施策18 子どもの居場所づくりと育成支援の充実

子どもたちが安心して自由に過ごすことができるよう、放課後の小学校などを活用した居場所を確保していきます。 また、子ども・青少年が自主性・社会性などを身に付け、夢に向かって健やかに成長できるよう、体験活動や多世代交流ができる機会を設けていきます。

施策の現状と課題

- 子どもたちが、身近な地域の中で気兼ねなく過ごし、仲間づくりを進めることができるような居場所の充実が求められています。
- 子どもたちが、未来へ自信をもってのびのびと育っていくことができるような体験の場や、多世代交流の機会が求められています。

計画最終年度の目標

- 子どもたちが安全・安心に過ごせる場所が整備されています。
- 子どもたちが成長段階に応じた豊かな遊びや多種多様な経験、人とのかかわりを積み重ねることを通じて、自主性や社会性を育むことができています。

指標名	指標の説明
放課後等居場所事業 ^{※1} 利用者の満足度	放課後等居場所事業の利用者アンケート結果



















		目標値			
指標名	現状値	6年度 (2024)	9年度 (2027)	12年度 (2030)	単位
放課後等居場所事業 ^{※1} 利用者の満足度	_	85.0以上	85.0以上	85.0以上	%

施策目標実現のための取組(施策を構成する計画事業)

1 放課後等居場所事業の実施・充実

重 点

- 2中・高校生の新たな居場所づくりの推進
- 3 次世代育成基金の活用推進
- 4 学童クラブの整備・充実

^{※1} 放課後等居場所事業:放課後等に学校施設を活用し、小学生の安全・安心な居場所を提供し、保護者や地域住民の参画を得て、遊びや学習、スポーツ、文化・創作活動、交流活動などの取組を通して、児童の自主性や社会性、創造性を育むとともに、児童が地域社会の中で健やかに成長できる環境づくりを推進する事業

施策19 安心して子どもを産み育てられる環境の充実

子育て家庭の生活環境の変化に伴い多様化するニーズに対応するため、妊娠から子育て期までの支援を充実させ、きめ細やかなサービスを行っていきます。

また、子育てに対する不安感や負担感を軽減することができるよう、身近な地域における子育て支援拠点を中心とした体制の強化を図ります。

施策の現状と課題

- 不安や悩みを抱えることなく、地域で安心して妊娠・出産・育児をすることができるよう、妊娠から子育て期までの切れ目のない支援の充実が求められています。
- 子育て家庭が気軽に相談でき、安心して自由に過ごせる場や、人と人をつなぎ、支え合える地域の子育て力を高めていくことが必要です。また、子育て家庭の多様なニーズに合わせた、きめ細やかな取組が求められています。

計画最終年度の目標

- 出産・子育てを希望するすべての人たちが、安心して子どもを産み育て、子育ての喜びを実感できる社会が実現されています。
- 地域の人材や資源を有効に活用し、地域全体で子育て家庭を支える仕組みが築かれています。

指標名	指標の説明
子育てが地域に支えられていると感じる割合	区民意向調査
今後もこの地域で子育てをしたいと思う親の割合	乳幼児健康診査時アンケート
パパママ学級 ^{※1} 受講率	第一子の出生数に対する受講者数の割合(対象は初産婦)















指標名	現状値	6年度 (2024)	9年度 (2027)	12年度 (2030)	単位
子育てが地域に支えられていると感じる割合	74.5 (2年度)	79.0	82.0	85.0	%
今後もこの地域で子育てをしたいと思う親の割合	96.2 (2年度)	98.0	98.0	98.0	%
パパママ学級 ^{※1} 受講率	35.0 ※ (2年度)	57.0	59.0	60.0	%

[※]新型コロナウイルス感染症の影響により、例年に比べ数値が減少しています(参考:平成30年度(2018年度)実績52.3%)。

施策目標実現のための取組(施策を構成する計画事業)

- 1 妊娠から子育で期の切れ目のない支援の充実
- 2 地域における子育て支援体制の充実

重 点

3 子育てを地域で支え合う仕組みづくりの推進

※1 パパママ学級:初産の夫婦等を対象に、赤ちゃんのいる生活をイメージし、産後の子育てを両親で協力して行うきっかけづくりを目的とする講座

|施策20 働きながら安心して子育てできる環境の整備・充実

依然として増加傾向にある保育需要及び学童需要に応えるため、引き続き保育施設や学童クラブの整備に取り組むとともに、保護者の多様なニーズに的確に対応することで、働きながら安心して子育てできる環境の整備・充実を図ります。 また、保育施設や学童クラブにおいて、質の確保を図るため、必要な支援を行っていきます。

施策の現状と課題

- 引き続き希望するすべての子どもが認可保育所^{※1}等に入所できるよう、保育施設の整備に取り組むとともに、年々増加している学童クラブの需要に的確に対応する必要があります。
- ICTの導入や障害児保育の充実など、時代の変化を捉えたサービスを提供していく必要があります。
- 保育施設等に対し継続した支援を実施するとともに、保育の質を向上するための取組を充実していく必要があります。 また、委託学童クラブを含む区立学童クラブ全体の運営の質を向上するための方策が求められています。

計画最終年度の目標

- 保育施設や学童クラブの整備が進み、働きながら安心して子育てできる環境が整っています。
- 保育施設や学童クラブにおいて、子ども一人ひとりの個性や発達段階に応じた質の高いサービスが提供されています。

指標名	指標の説明			
保育所等入所待機児童数				
認可保育所等入所決定率	認可保育所等入所決定者÷認可保育所等入所申込者 (申込取下、内定後辞退及び希望する認可保育所等に入所できない 際に、育児休業を取得(延長)する場合に該当する者は、申込者から 除く。)			
保育所利用者の満足度	福祉サービス第三者評価			
学童クラブ待機児童数				
学童クラブ利用者の満足度	福祉サービス第三者評価			















指標名	現状値	目標値			
		6年度 (2024)	9年度 (2027)	12年度 (2030)	単位
保育所等入所待機児童数	0 (3年4月)	0	0	0	人
認可保育所等入所決定率	92.0 (3年4月)	98.0	100	100	%
保育所利用者の満足度	91.4 (2年度)	95.0以上	95.0以上	95.0以上	%
学童クラブ待機児童数	233 (3年4月)	100	50	0	人
学童クラブ利用者の満足度	_	95.0以上	95.0以上	95.0以上	%

施策目標実現のための取組(施策を構成する計画事業)

1 保育施設等の整備・充実

重点

2 保育の質の向上

重点

3 多様なニーズに対応した保育サービスの推進

4 学童クラブの整備・充実

重 点

5 放課後等居場所事業の実施・充実

再掲事業

6 就学前教育の充実

施策21 障害児支援の充実と医療的ケア児の支援体制の整備

障害の種別や程度にかかわらず、身近な地域で安心して生活できるよう、療育体制の充実を図るとともに、重症心身障害児に対応した放課後等デイサービス事業^{*1}など学齢期の障害児支援の充実を図ります。また、医療的技術の進歩等を背景に地域で暮らす医療的ケア児^{*2}が増加していることから、ライフステージに応じて必要な支援が受けられるよう、医療的ケア児の支援体制を整備していきます。

施策の現状と課題

- 未就学児の児童発達支援について、区内事業所の空き不足により療育機関の利用待機者が見込まれることから、民間事業所と連携を図り、受け入れ体制を確保する必要があります。
- 学齢期の発達障害児への支援について、幼児期から就学後の低学年期までの子どもの発達を教育分野と連携して切れ目なく支援していく必要があります。
- 医療的ケア児が健やかに成長できるよう、心身の状況やライフステージに応じた切れ目のない支援が求められています。
- 医療的ケア児を支援する関係機関が連携し必要な支援を行うとともに、関係機関及び当事者団体等が医療的ケア児の 支援に関する情報を共有し、個々の医療的ケア児の特性に配慮し総合的に対応できる体制が求められています。

計画最終年度の目標

- 障害児が、乳幼児期から学校を卒業(18歳まで)するまで切れ目のない支援(療育等)を身近な地域で受けられ、安心して生活をしています。
- 就学前から学齢期までのライフステージに応じて、医療的ケア児に対する支援が切れ目なく適切に行える環境が整っています。

指標名	指標の説明
療育が必要な未就学児の区内事業所通所率	区内事業所通所者数÷通所者数
保育所等への訪問支援 ^{※3} 件数	
重症心身障害児対応型放課後等デイサービス事 業所利用者数	











		目標値			
指標名	現状値	6年度 (2024)	9年度 (2027)	12年度 (2030)	単位
療育が必要な未就学児の区内事業所通所率	92.3 (2年度)	100	100	100	%
保育所等への訪問支援件数	300 (2年度)	350	400	450	件
重症心身障害児対応型放課後等デイサービス事 業所利用者数	23 (2年度)	55	70	85	人

施策目標実現のための取組(施策を構成する計画事業)

1 未就学児の療育体制の充実

重 点

- 2 学齢期の障害児支援の充実
- 3 地域における医療的ケア児の支援体制の整備

重点

^{※1} 放課後等デイサービス事業:学校教育法に定める学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害児に、授業の終了後又は学校の休業日 に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う事業

^{※2} 医療的ケア児: 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)を受けることが不可欠である児童(18歳以上の高校生を含む)

^{※3} 保育所等への訪問支援:療育機関の職員が、療育機関を利用している児童が在籍する保育所や幼稚園等の施設を訪問し、対象児童が集団 生活に適応できるよう専門的な支援や施設職員へ助言等を実施する事業